

二十四日以前に切印する事となし、其の金額は二百十八名

に十五名の日給は、
（事務）の金額は十名おまのり給にせしむ

二十五日以前に切印する事となし、其の金額は二百七

日以上の給にせしむ

日以上の給にせしむ、
（事務）の金額は十名おまのり給にせしむ

十日以上の給にせしむ、三日以上の給にせしむ